

社会保険等にかかる医療の所得金額の計算に関する明細書 記載要領

(平成28年3月改正)

三重県

1 この明細書の用途等

この明細書は、医療法人等が事業税の確定申告書及びこれにかかる修正申告書を提出する場合に添付するものです。(所得金額がマイナスの場合でも添付が必要です。)

ただし、主たる事業所等が他の都道府県にある医療法人等及び法人税の申告において租税特別措置法第67条第1項(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の規定の適用を受ける医療法人は添付を要しません。この場合、事業税の「所得金額に関する計算書」(6号様式別表5)の「備考」欄にその旨を記載するとともに法人税別表10(6)を提出してください。

2 添付書類

この明細書の提出にあたって、次の各書類を添付してください。

- (1) 貸借対照表(写)、損益計算書(写)
- (2) 雑収入の内訳書(写)
- (3) 「所得金額に関する計算書」(第6号様式別表5)
- (4) 法人税申告書の別表4(写)

※なお、この明細書を作成する際の積算表(試算表)がある場合は、添付して下さい。

(三重県では上記(1)～(4)の添付書類により、課税対象となる所得金額を確認していますが、確認できない場合は積算表の提出をお願いしています。なお、積算表の様式は任意です。損益計算書から当明細書の収入区分へ転記する際の内訳が分かる書類をご提出ください。)

3 各欄の記載の仕方

| 欄 | 記載の仕方及び留意事項 |
|----------------|---|
| 総所得金額 ① | 事業税の「所得金額に関する計算書」(別表5)の「再仮計」欄の金額を記載します。 |
| 土地等の譲渡所得金額 ② | 所得金額の計算上益金又は損金の額として計算した土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)の譲渡益若しくは売却益又は譲渡損若しくは売却損の額がある場合は、土地の譲渡にかかる経費を控除した後の譲渡所得金額を記載します。なお、土地の譲渡益等について、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の特例)の規定により損金の額に算入された金額があるときは、当該損金の額に算入された金額に相当する額を土地の譲渡益から控除してください。 また、土地の譲渡経費には、譲渡した資産の維持管理に要した修繕費、保有期間中の負債の利子等の費用は含まれません。 |
| 医療事業とその他の事業をあわ | 医療事業とその他の事業をあわせて行っている場合に、両事業を通じて算定した総所得金額(土地等の譲渡所得がある場合その所得金額を控除した後の額)をそれぞれの事業ご |

| | |
|--------------------------------------|---|
| <p>せて行っている 場合の所得の区 分 ④、⑤</p> | <p>とに区分して算定した所得金額を記載します。</p> <p>この場合、それぞれの事業に区分できる益金又は損金にそれぞれ区分し、区分困難な共通益金又は損金は、それぞれの事業の売上金額等もっとも妥当と認められる基準（例えば、売上金額から商品仕入高又は外注費を控除した額、売上総利益の額、専属経費の額等）によってあん分します。</p> <p>なお、医療事業とその他の事業をあわせて行っている場合で、その他の事業が社会通念上医療事業とは別に独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもので医療事業の附帯事業として行われていると認められるものにあつては、それぞれの事業ごとに区分計算しないで、医療事業に含めて計算して差し支えありません。</p> |
| <p>社会保険等の医 療収入金額 ⑥</p> | <p>(ア) の欄の金額を記載します。</p> |
| <p>医療事業の総収 入金 ⑦</p> | <p>(エ) の欄の金額を記載します。</p> |
| <p>社会保険等にか かる医療の所得 金額 ⑧</p> | <p>次により算定してください。</p> $\text{「⑧」欄} = \text{「③」欄又は「④」欄の金額} \times \frac{\text{「⑥」欄の金額}}{\text{「⑦」欄の金額}}$ <p>なお、この欄に記載すべき所得金額に、1円未満の端数があるときは、これを切上げ（欠損金額の場合は切捨て）てください。</p> <p>また、算定した⑧欄の金額は、「所得金額に関する計算書」（6号様式別表5）の「社会保険等にかかる医療の所得」欄へ記載します。</p> |
| <p>社会保険等に係 る収入金額</p> | <p>地方税法第72条の23第1項ただし書き（法人事業税の課税標準の算定方法の特例）の社会保険関係法の規定に基づく<u>医療等の給付について支払いを受けるべき次の金額を法律ごとに記載します。</u></p> <p>なお、この支払いを受けるべき金額は、労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付によって支払いを受けるべき金額には含みません。</p> <p>(1) 保険者から支払いを受けるべき金額</p> <p>(2) 被保険者が負担する一部負担金（初診料）及び家族医療費に相当する金額</p> |
| <p>その他の収入金 額⑨～⑳</p> | <p>当期分の収入金額のうち、社会保険等の医療収入金額以外の収入金額を各科目ごとに記載します。この場合、次のことに留意してください。</p> <p>(1) 法人税の「所得金額に関する明細書」（別表4）で加算又は減算した収入金額は、各科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算します。</p> <p>法人税の更正理由により加算又は減算された収入金額についても同様に計算します。</p> <p>(2) 記載すべき金額等</p> <p>(ア) ⑨欄には、学校又は事業所の契約に基づく健康診断、予防接種等の給付により収入すべき金額を記載します。</p> <p>(イ) ⑩欄には、保険対象外の入院料、差額ベッド収入金額を記載します。</p> <p>(ウ) ⑪欄には、患者又は付添人等から別途食事代として収入すべき金額（社会保険等の医療収入の部分は含みません。）を記載します。この場合、従業員から、受け入れた食事代収入は含みません。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(エ) ⑮欄には、作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載します。</p> <p>(オ) ⑰欄には受託医療収入以外で、学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載します。</p> <p>(カ) ⑲欄には、当期中に収入した所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第1号及び第2号の利息等及び配当等の額（所得税及び県民税利息割控除前の額）を記載します。この場合、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金にされない金額は含めません。</p> <p>(キ) ⑳欄には、委託手数料も含めた金額（NTT等からの請求書には電話料金と委託手数料を相殺して請求書を出しています）を記載します。</p> <p>(ク) その他、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額として収入すべき金額、及び看護師養成施設運営補助金、高齢者多数雇用奨励金、雇用開発助成金、救急助成金（救急医療対策推進費等に係る国及び地方公共団体から交付される補助金、協力金）等の各種補助金も「その他の収入金額」に記載します。</p> <p>(ケ) 「その他の事業の収入金額」欄は、その他の事業の所得金額を区分計算しないで計算する場合のみその他の事業の純売上高を記載します。</p> <p>(3) 消費税の課税取引に係る経理処理について税込経理方式を適用している医療法人（消費税の免税業者を除く）の「その他の収入金額」欄及び「その他の事業の収入金額」欄に記入する金額は、消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入してください。</p> |
|--|---|

4 その他の収入に含まない収入金額

| | |
|--------|---|
| 受取配当金 | 受取配当金のうち、法人税法第23条（受取配当金等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額。 |
| 経費の戻入等 | <p>① 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入 （例）貸倒引当金戻入額、退職給付金引当金戻入額</p> <p>② 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入 （例1）租税の還付金（還付加算金はその他の収入に含めます。） （例2）償却資産の売却益（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入に含めず。）</p> <p>③ 従業員の福利厚生として経費にあてるため従業員から徴収している収入 （例1）従業員から徴収した、社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入 （例2）従業員のために設けた保育施設の使用料</p> |
| 消費税 | 消費税の課税取引にかかる経理処理について税抜経理方式を適用している場合で、簡易課税制度の適用がある場合の雑入金として計上された消費税相当額。 |
| その他 | 「その他の収入金額に含めるもの」及び「その他の収入金額に含めないもの」については、4～5頁の記載上の留意点を参照して下さい。 |